

○長泉町中小企業緊急時事業継続計画(BCP)策定等支援補助金交付要綱

平成24年3月23日告示第18号

改正

平成26年12月24日告示第76号

平成29年11月13日告示第99号

令和元年8月27日告示第22号

令和元年9月26日告示第31号

令和7年3月10日告示第38号

長泉町中小企業緊急時事業継続計画(BCP)策定等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、町内の中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定するものをいう。以下同じ。)が緊急事態における事業の継続や早期復旧を可能とするため、緊急時事業継続計画又は事業継続力強化支援計画(以下「BCP等」という。)の策定、BCP等に基づいた行動を行うための対策等を行う中小企業者に対し、経費の一部について予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長泉町補助金等交付規則(昭和54年長泉町規則第10号)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 緊急時事業継続計画 企業が地震、洪水、火災等の予期せぬ大規模な災害が起きた時に、事業への影響を最小限に抑えるために決めておく行動計画をいう。なお、BCPは、Business Continuity Planの略である。

(2) 事業継続力強化支援計画 中小企業者が自社の災害リスク等を認識し、防災・減災対策の第一歩として取り組むために、現在及び将来的に行う災害対策などを盛り込んだ計画をいう。

(補助対象等)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、町内に事業所を有する中小企業者で、町税等の未納がないものとする。ただし、町長がやむを得ない事情があると認める場合はこの限りでない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) BCP等を策定する際の専門家の派遣に要した費用
- (2) 策定したBCP等に基づき実施する訓練、備品購入等の対策に要した費用
- (3) その他町長がBCP等の策定の支援として必要と認める費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条各号に規定する補助対象経費の実費から当該補助金以外の補助金を差し引いた額とし、10万円を限度とする。

2 補助金の交付は、1中小企業者1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請する中小企業者(以下「申請者」という。)は、長泉町中小企業緊急時事業継続計画策定等支援補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 策定したBCP等の写し
- (2) 第4条各号に規定する費用に要した領収書又は金額のわかるもの
- (3) 当該補助金以外の補助金交付決定通知書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付の確定)

第7条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、長泉町中小企業緊急時事業継続計画策定等支援補助金交付確定通知書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(補助金の請求)

第8条 申請者は、前条の確定通知書を受領した日から起算して10日以内に、長泉町中小企業緊急時事業継続計画策定等支援補助金請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(交付)

第9条 町長は、前条の請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第8条の規定に基づき請求された補助金の交付に関しては、同日以後もなおその効力を有する。

附 則(平成26年12月24日告示第76号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成29年11月13日告示第99号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和元年8月27日告示第22号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年9月26日告示第31号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和7年3月10日告示第38号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は公示の日から施行する。

---